



にほん やくぶつらんよう かん ほうりつ
日本における薬物乱用に関する法律

この資料は、罰則のすべてではなく、一般に乱用されている薬物について、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものである。

法律	薬物	状態	輸出・輸入	製造	栽培	譲渡・譲受	所持	使用
覚せい剤取締法	覚せい剤		A	A		B	B	B
	覚せい剤原料 (エフェドリンなど)		B	B		E	E	E
麻薬及び 向精神薬取締法	ヘロイン		A	A		B	B	B
	その他の麻薬 (モルヒネ、コカイン、MDMAなど)		C	C		D	D	D
	麻薬原料植物 (マジックマッシュルームなど)		C		C	D	D	D
	向精神薬		G	G		譲渡のみ H	譲渡のみ H	
あへん法	けし				C			
	けしがら		C			D	D	F
	あへん		C	C		D	D	F
大麻取締法	大麻 (マリファナなど)		E		E	G	G	

そして、薬物乱用についての法律と罰則はこうなっている。

アルファベットの記号は、次の通り罰則を表す。

A… 非営利犯 営利犯	1年以上の懲役 無期又は3年以上の懲役 1000万円以下の罰金を併科	E… 非営利犯 営利犯	7年以下の懲役 10年以下の懲役 300万円以下の罰金を併科
B… 非営利犯 営利犯	10年以下の懲役 1年以上の懲役 500万円以下の罰金を併科	F…	7年以下の懲役
C… 非営利犯 営利犯	1年以上10年以下の懲役 1年以上の懲役 500万円以下の罰金を併科	G… 非営利犯 営利犯	5年以下の懲役 7年以下の懲役 200万円以下の罰金を併科
D… 非営利犯 営利犯	7年以下の懲役 1年以上10年以下の懲役 300万円以下の罰金を併科	H… 非営利犯 営利犯	3年以下の懲役 5年以下の懲役 100万円以下の罰金を併科

使用については、麻薬及び向精神薬取締法では「施用」、あへん法では「吸食」と規定されている。製造については、あへん法では「採取」と規定されている。

シンナーについては、毒物及び劇物取締法により採取、吸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

毒物及び劇物取締法	シンナー・トルエン	みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知って販売し、又は授与した者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
-----------	-----------	---

違法ドラッグ「指定薬物」については、薬事法により製造、輸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

薬事法	「指定薬物」	製造、輸入、販売、授与、又は販売・授与の目的での貯蔵・陳列業として行った場合、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科。 ※なお、「無承認許可医薬品」にあたる場合には、同様の行為に対して、次の罰則が適用される。 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科。
-----	--------	---

※未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁止されており、健康にも悪影響をあたえます。